

序章 はじめに

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 都市計画マスタープランの概要

序章 はじめに

Ⅰ 都市計画マスタープランとは

Ⅰ.Ⅰ 都市計画マスタープランとは

市町村は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）」を定めるものとされています。

都市計画マスタープランは、市民に最も身近な行政機関である市が、市民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性を活かしたまちづくりに向けて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本市では、平成12（2000）年3月に都市計画マスタープランを策定し、「活力とふれあいあふれる臨空交流都市」を将来都市像に定め、まちづくりを推進してきました。

その後、平成24（2012）年3月に都市計画マスタープランを改訂し「日本一“住みたくなるまち”大村」を将来都市像に定め、高速交通体系の充実とコンパクトなまちづくりを推進してきました。

前回の改訂から10年が経過し、少子高齢化の進行や自然災害の頻発化・激甚化、西九州新幹線の開業など、本市をとりまく社会情勢は大きく変化し、また、大村市立地適正化計画（平成29（2017）年3月）や第5次大村市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年3月）などのまちづくりに関わる新たな計画も策定されたことなどから、今回、本計画の見直しが必要となりました。

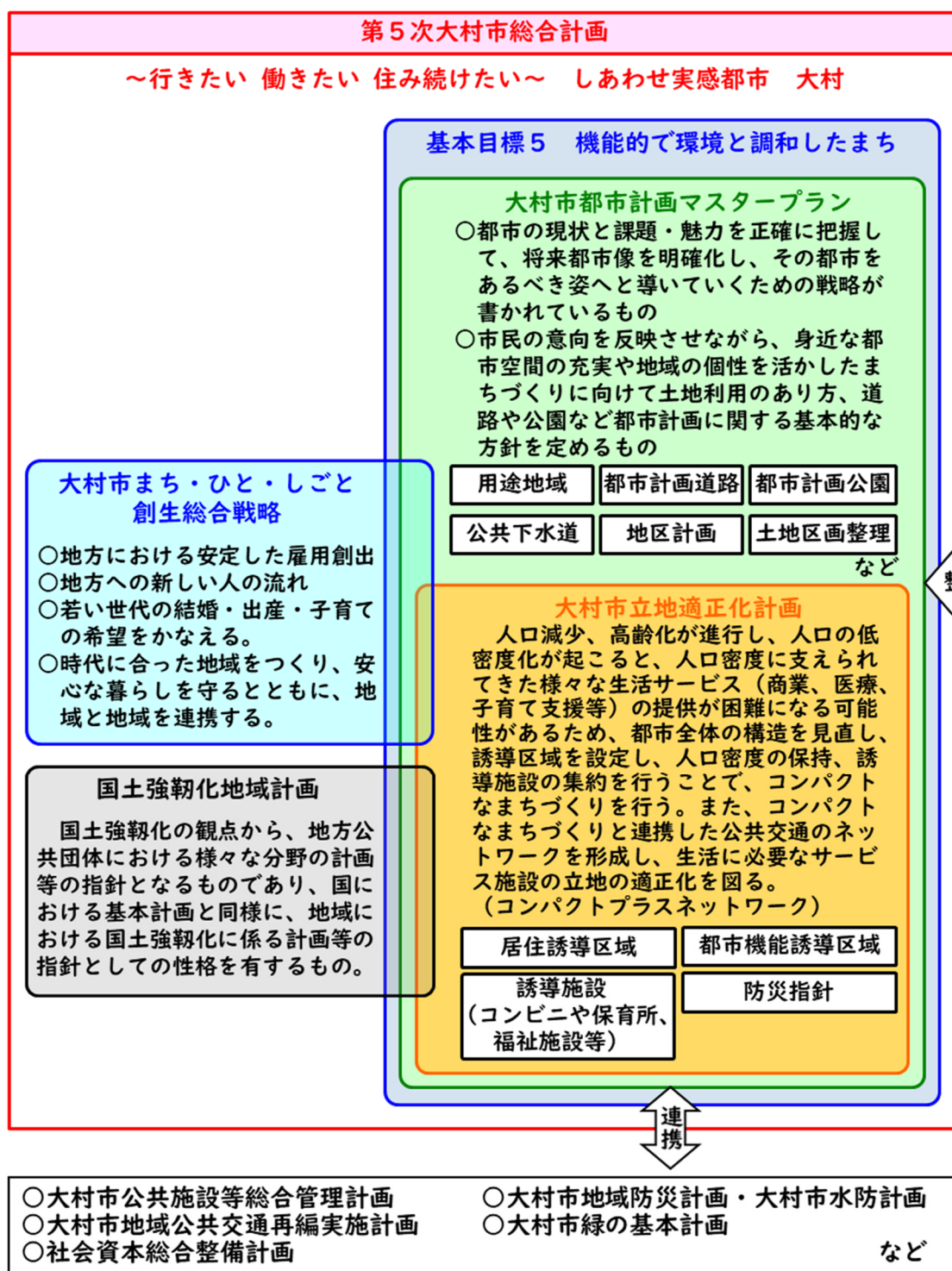
そこで本市では、社会情勢の変化への対応や新たな上位・関連計画との整合を図るべく、新幹線開業に伴うさらなる高速交通体系の充実を活かしたまちづくりや、持続可能で災害に強く住みやすいまちづくりなど、今後のまちづくりの方針を明らかにするため都市計画マスタープランの改訂を行いました。

Ⅰ.2 都市計画マスタープランの位置づけと役割

本計画の策定にあたっては、まちづくりのビジョンの統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、長崎県都市計画区域マスタープランや大村市総合計画などの上位計画に即し、都市計画の方針を定める必要があります。

さらに、本計画は土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図る必要があります。特に、都市計画法に定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされているため、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、本計画は市民と市が協働して構築するものであり、一連の取り組みを通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示します。



本計画の位置づけ

序章 はじめに

2 都市計画マスタープランの概要

2.1 都市計画マスタープランの概要

(1) 計画対象区域

本市は、市域 126.73 km²のうち、59.97 km²が都市計画区域に指定されています。

本計画は、基本的に都市計画区域を対象にして策定するものでありますが、本市では以下のことを踏まえ、市全域を対象区域として設定します。

都市計画マスタープランが、
市全域の総合的なまちづくり指針としての役割を担う

都市の役割や整備の方針については、
自然環境を含めて一体的に捉える必要がある

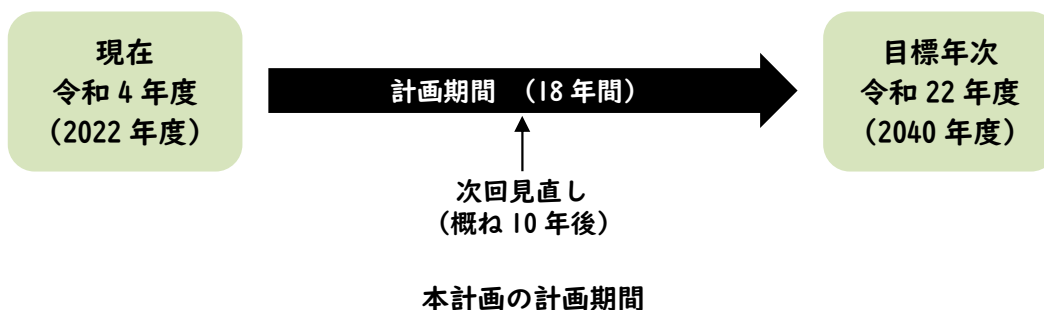
人々の行動・交流範囲の拡大や多様化する価値観など、
まちづくりの観点が多様に富んでいる

(2) 目標年次

本計画は、市の目指すべき都市の将来像を長期的視野から展望し、その実現に向けた道筋を示すもので、概ね 20 年後の令和 22 (2040) 年度を目標年次として、都市計画の基本方針や方向性を定めます。

なお、道路、公園や市街地開発事業等の計画目標については、概ね 10 年以内に取り組む事項を示します。

そのため、概ね 10 年後には、新たな取り組み事項を示すために、本計画の見直しを行います。また、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市をとりまく情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行います。



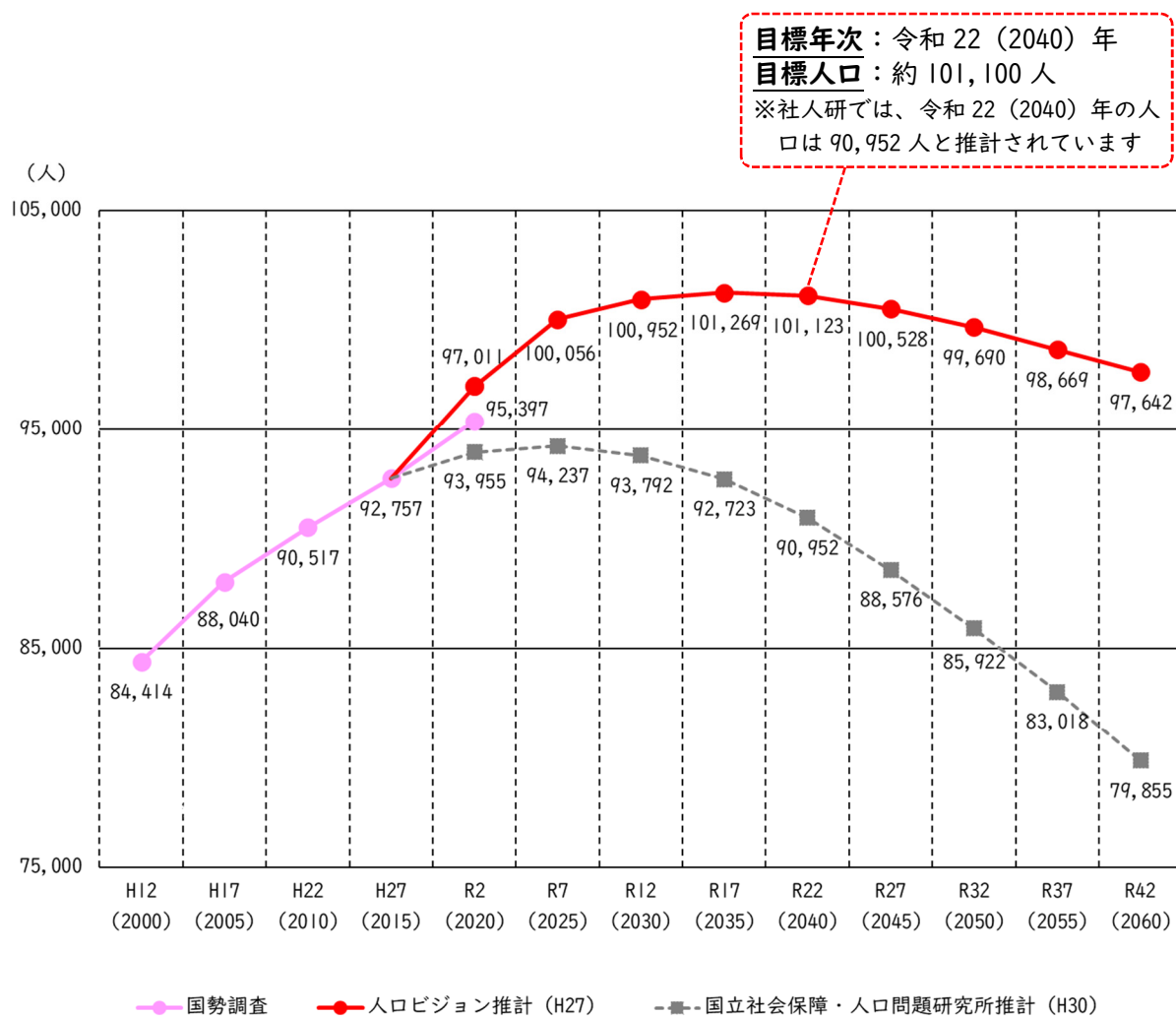
(3) 目標人口

本市の人口は、令和 2 (2020) 年 10 月時点で約 9.5 万人であり、人口増加が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の将来人口（平成 30 (2018) 年 12 月推計）は、令和 7 (2025) 年まで増加を続け約 9.4 万人となり、その後は減少に転じ、令和 42 (2060) 年には約 8.0 万人になると推計されています。

一方、大村市人口ビジョン（平成 27 (2015) 年 12 月策定）では、定住促進や進学・就職に伴う流出抑制、新幹線や地域資源を活かしたまちづくりの推進により、令和 7 (2025) 年の人口は約 10 万人、令和 42 (2060) 年の人口は約 9.8 万人になると推計しています。

本計画においては、大村市人口ビジョンの推計値を基に、目標年次の令和 22 (2040) 年の人口を 101,100 人と設定し、これを概ね 20 年後の将来人口とします。



将来人口の見通し

序章 はじめに

(4) 計画の構成

本計画は、以下に示す5章構成とします。

序章（はじめに）では、計画の策定趣旨や構成など、概要について整理します。

第1章（現況と課題）では、都市をとりまく社会情勢、上位・関連計画、本市の現況及び住民意向調査結果を踏まえ、まちづくりの課題を整理します。

第2章（全体構想）、第3章（地域別構想）では、本計画の骨格を示します。第2章は本市全体のまちづくりの方針を示すもので、「まちづくりの基本構想」と「分野別の整備方針」を整理します。第3章では本市全体のまちづくりの方向性を踏まえ、地域の特性・役割に応じた地域別まちづくり構想を整理します。

最後に、第4章（実現化方策）では、全体構想や地域別構想に基づくまちづくりの推進体制など、実現化に向けた基本的な考えや整備プログラムについて整理します。

〔本計画の構成〕

序章 はじめに
1 都市計画マスタープランとは
2 都市計画マスタープランの概要
第1章 現況と課題
1 都市をとりまく社会情勢
2 上位・関連計画
3 本市の現況
4 住民意向調査
5 まちづくりの課題
第2章 全体構想
1 まちづくりの基本構想 将来都市像／まちづくりの目標／将来都市構造
2 分野別の整備方針 土地利用及び拠点の整備方針 道路・交通の整備方針／水とみどりの整備方針 上下水道の整備方針／居住環境の整備方針 景観形成の整備方針／安全・安心まちづくりの方針
第3章 地域別構想
1 地域別構想
2 地域別まちづくり構想 北部地域／中北部地域／中南部地域／南部地域
第4章 実現化方策
1 実現化に向けた取り組み
2 実現化に向けた整備プログラム

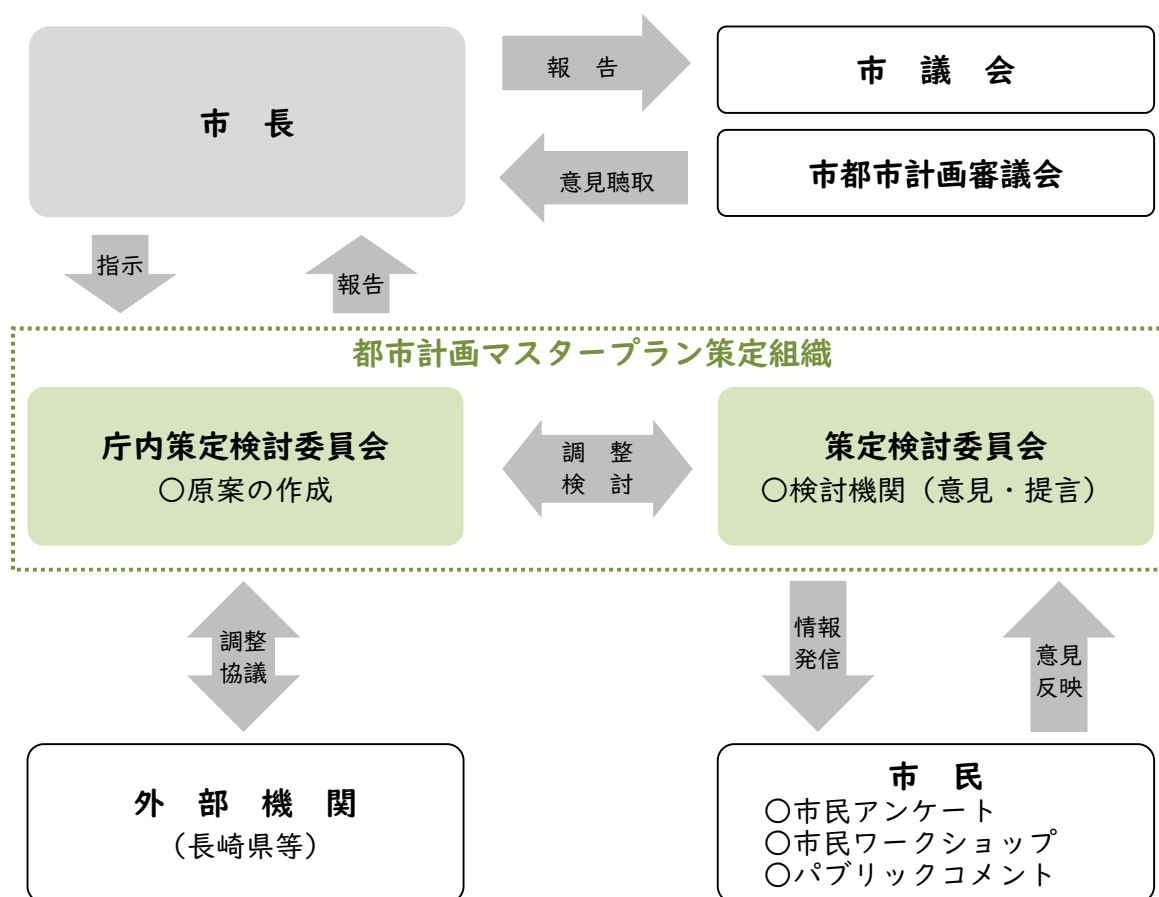
2.2 都市計画マスタープランの策定体制

本計画は、「策定検討委員会」及び「庁内策定検討委員会」の組織を中心に、市民の意向を取り入れながら策定を進めます。具体的には次のとおりです。

- 学識経験者や各種団体の代表者、一般公募による市民及び関係行政機関等により構成される『策定検討委員会』は、庁内策定検討委員会から提出された原案を総合的な観点から検討して意見、提言を行う。
- 庁内関係部局のメンバーにより構成される『庁内策定検討委員会』は、庁内調整及び市民の意向等を踏まえた具体内容の検討を行い、計画の原案を作成する。

上記により、「策定検討委員会」及び「庁内策定検討委員会」と調整を行い、原案の作成を進めます。

作成された原案は、策定検討委員会から市長へ報告を行い、パブリックコメント等の手続きを踏まえ、市議会への報告とともに、都市計画審議会への意見聴取を行うことで計画策定を進めます。



本計画の策定体制

